

# 平成30年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名: 消費生活支援センター  
担当名: 総務・企画調整担当

内線: 2935

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業																
	B26	消費者の安心・安全サポート事業費	一般会計	総務費	県民費	消費者対策費	消費生活相談等運営費																
事業期間	昭和60年度～平成34年度	根拠法	消費者基本法、特定商取引に関する法律、埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例、消費者安全法	宣言項目	分野施策	020412 消費者被害の防止																	
1 事業の概要	<p>消費生活支援センターを適切に運営し消費者からの相談・苦情に対して助言やあっせん等を行うことにより、消費者被害を救済し消費者の権利及び利益の確保を図る。また、悪質事業者の不適正行為は後を絶たないため、悪質事業者に対する指導・処分等を強力に実施していくことにより県民の安全で安心な消費生活の実現を図る。</p> <p>(1) 相談・苦情処理事業費 △ 5,020千円 消費生活相談員の減員等に伴う減</p> <p>(2) 悪質事業者対策強化事業費 △ 116千円 配当留保分の減</p> <p>(3) 多重債務対策推進事業費 △ 3千円 配当留保分の減</p>																						
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)	<p>消費生活相談を処理することにより、消費者被害を直接的に救済し、また悪質事業者を取り締まることで安心で安全な県民の消費生活の確保を図ることができる。</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> <tr> <td>消費生活相談件数</td> <td>48,236件</td> <td>50,786件</td> <td>50,900件</td> </tr> <tr> <td>悪質事業者の処分</td> <td>7件</td> <td>13件</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>指導</td> <td>53件</td> <td>59件</td> <td>44件</td> </tr> </table> <p>(4) 補正予算の概要</p> <p>(1) 相談・苦情処理事業費 : 消費生活相談員の減員等に伴う減額。  (2) 悪質事業者対策強化事業費 : 配当留保分の減額。  (3) 多重債務対策推進事業費 : 配当留保分の減額。</p>								平成28年度	平成27年度	平成26年度	消費生活相談件数	48,236件	50,786件	50,900件	悪質事業者の処分	7件	13件	9件	指導	53件	59件	44件
	平成28年度	平成27年度	平成26年度																				
消費生活相談件数	48,236件	50,786件	50,900件																				
悪質事業者の処分	7件	13件	9件																				
指導	53件	59件	44件																				
3 地方財政措置の状況 なし																							
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×16.4人=155,800千円																							

予算額		財源内訳					一般財源	補正後の予算額
		国庫支出金	使用料・手数料	諸収入				
決定額	△5,139	△3,229		△1,088			△822	111,417
現計額	116,556	31,065	2,405	13,187			69,899	